

## 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）交付要綱

### 第1 趣旨

介護サービスが、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであり、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要があることから、知事は、介護サービス事業所・施設等を運営する法人等及び介護従事者等に対し、予算の範囲内において、交付金を交付し、その交付に関しては、この要綱の定めるところによるほか、第3の(2)から(4)までの事業については、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この要綱において、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）」とは、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱（令和2年6月30日付け厚生労働省発子0630第2号・厚生労働省発障0630第1号・厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知）及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱（令和2年6月19日付け老発0619第1号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき実施する事業に対して交付する交付金をいう。
- (2) この要綱において、「介護サービス事業所・施設等」とは、別表1に掲げる事業所・施設等で静岡県内に所在するものをいう。
- (3) この要綱において、「法人等」とは、介護サービス事業所・施設等を運営する法人等をいう。
- (4) この要綱において、「介護慰労金事業」とは、国実施要綱の3(2)に定めるところにより、介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対して慰労金を給付する事業をいう。
- (5) この要綱において、「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金」とは、(4)の事業において給付する慰労金のことをいう。
- (6) この要綱において、「介護従事者等」とは、介護サービス事業所・施設等に勤務する職員をいう。
- (7) この要綱において、「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」とは、国実施要綱の3(1)①に定めるところにより、介護サービス事業所・施設等に対して支援を実施する事業をいう。
- (8) この要綱において、「介護サービス再開に向けた支援事業」とは、国実施要綱の3(3)に定めるところにより実施する事業をいう。
- (9) この要綱において、「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」とは、国実施要綱の3(3)①に定めるところにより、別表1の介護サービス事業所・施設等のうち、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び多機能型サービス事業所（以下「在宅サービス事業所」という。）に対して、介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけへの支援を実施する事業をいう。
- (10) この要綱において、「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」とは、国実施要綱の3(3)②に定めるところにより、在宅サービス事業所に対して、環境整備への支援を実施する事業をいう。

### 第3 交付の対象及び交付額等

- (1) 介護慰労金事業 別表2及び別表3のとおり
- (2) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 別表2及び別表4のとおり
- (3) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 別表2及び別表5のとおり
- (4) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 別表2及び別表6のとおり

第4 代理受領

第3(1)の事業については、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の受給権者は介護従事者等であるが、法人等が受給権者に代わって、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金を受領する場合は、法人等が当該受給権者に支給するものとする。

第5 交付申請

交付金の交付を受けようとする者は、知事に対し、交付を申請しなければならない。

- (1) 交付金の申請を行う者（以下「申請者」という。）

		ア 法人等による申請 (原則)	イ 個人による申請 (アによることができないやむを得ない事情がある場合に限る。)
介護慰労金事業		法人等は、原則として、静岡県内で運営する全ての介護サービス事業所・施設等に勤務する介護従事者等から交付申請及び慰労金の代理受領の委任を受け、知事に交付申請するものとする。	各介護従事者等が知事に交付申請するものとする。
感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業		法人等は、原則として、静岡県内で運営する全ての介護サービス事業所・施設等の事業計画を取りまとめて、一括して知事に交付申請するものとする。	/
介護サービス再開に向けた支援事業	在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業		

- (2) 提出書類

ア 法人等による申請の場合

- (ア) 交付申請書（様式第1号。ただし、この様式によれない場合は、別に定めるところによる。）
- (イ) その他別に定める書類

イ 個人による申請の場合

- (ア) 交付申請書（様式第2号。ただし、この様式によれない場合は、別に定めるところによる。）

(イ) その他別に定める書類

(3) 提出期限

別に定める日まで

第6 交付の決定

知事は、交付申請書等を受理したときは、当該申請を審査し、交付金の交付決定又は不交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

第7 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。ただし、第3(1)の事業については、(5)から(8)までの規定は適用しない。

(1) 知事は、交付金の交付の決定後、交付金の趣旨に該当しない事実や交付申請の内容と異なる事実、又は対象要件に該当しない事実が判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付金の全部又は一部を返還させることができること。

(2) 知事は、事業の円滑かつ確実な遂行を図るため、交付金の交付を受ける法人等（以下「交付対象法人等」という。）に対し、事業の遂行状況等について検査を実施したり、報告を求めることがあり、交付対象法人等はこれに従わなければならないこと。

(3) 交付対象法人等は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 各事業計画の各事業配分の範囲を超えて交付金の配分を調整する場合

イ 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）

ウ 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合

(4) 交付対象法人等は、事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(5) 交付対象法人等が市町等以外の場合においては、事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならないこと。

(6) 交付対象法人等が市町の場合においては、事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならないこと。

(7) 交付対象法人等が知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(8) 交付対象法人等が事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(9) 交付対象法人等が市町以外の場合においては、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳

簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類並びに事業に係る記録を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。

(10) 交付対象法人等が市町の場合においては、この交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別に定める調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。

#### 第8 交付申請の取下げ

申請者は、交付金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

#### 第9 変更の承認申請

第6に基づく交付の決定を受けた者（交付対象法人等に限る。）が、この交付金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請を行う場合は、第5の(1)及び(2)の規定に準じて変更計画承認申請書（様式第3号。ただし、この様式によれない場合は、別に定めるところによる。）に別に定める書類を添えて、知事に提出するものとする。

#### 第10 実績報告及び交付金の精算

交付対象法人等は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日（第7の(3)により交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日以内）又は令和3年4月7日のいずれか早い日までに次に定める書類を知事に提出し、事業実績及び精算額を報告し、概算払で受けた交付金の精算をしなければならない。

(1) 実績報告書兼精算額報告書（様式第4号）

(2) その他別に定める書類

#### 第11 交付額の確定等

(1) 法人等による申請の場合

知事は、事業の完了又は廃止に係る事業の成果の報告を受けた場合においては、第10の実績報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、その報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(2) 個人による申請の場合

知事は、交付金の交付決定の際に交付確定を行い、申請者に通知するものとする。

#### 第12 交付金の交付

(1) 法人等による申請の場合

知事は、交付金の交付に当たっては、第 6 で決定した額を概算で交付するものとする。

(2) 個人による申請の場合

知事は、第 11(2)で確定した額の交付金を交付するものとする。

第 13 加算金及び延滞金

- (1) 交付対象者（交付決定を受けた法人等又は個人をいう。以下同じ。）は、第 7 の(1)の規定により交付金の交付の決定の取消を受け、交付金の返還の請求を受けたときは、その請求に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）100 円につき 1 日 3 銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (2) 交付対象者は、交付金の返還の請求を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額 100 円につき 1 日 3 銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) 交付金が 2 回以上に分けて交付されている場合における(1)の規定の適用については、返還の請求を受けた額に相当する交付金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還の請求を受けた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還の請求を受けた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- (4) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還の請求を受けた交付金の額に達するまではその納付金額は、まず当該返還の請求を受けた交付金の額に充てられたものとする。
- (5) (2)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- (6) 知事は、交付対象者が(1)又は(2)の規定により交付金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第 14 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

交付金対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社又は一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該交付金にかかる消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に交付金所要額を交付対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを交付金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

第 11 の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う交付金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金にかかる消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が 0 円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第 5 号による消費税仕入控除税額等報告書により、速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度の別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第 15 法人等の責務

法人等は、交付金の交付に関する事務を適正に行うとともに、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な方法により取得し、適正な管理のための必要な措置を講じ、取得した目的の範囲で利用する等、適正な取り扱いをしなければならない。

第 16 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年度分の交付金に適用する。

別表1（第2関係）

区 分	事業所・施設種別
1 訪問系サービス事業所	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所
2 通所系サービス事業所	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所
3 短期入所系サービス事業所	短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所
4 多機能型サービス事業所	小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所
5 介護施設等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

注1 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

2 介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。

3 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所のうち、通所型サービス事業所は上表の通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型サービス事業所は上表の訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じ取り扱いとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。

別表2 (第3関係)

事業の区分		対象経費	交付率	交付額
介護慰労金事業		慰労金及び手数料（銀行振込手数料）	10分の10	別表3に定めるとおり
感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業		事業に必要な経費のうち、報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、工事請負費、原材料費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費及び負担金	10分の10	別表4に定める交付上限額と対象経費欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（交付対象法人等が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
介護サービス再開に向けた支援事業	在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	事業に必要な経費のうち、報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費及び負担金	—	別表5に定めるとおり
	在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	事業に必要な経費のうち、報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費及び負担金	10分の10	別表6に定める交付上限額と対象経費欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（交付対象法人等が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）



別表3 (第3の(1)関係)

介護慰労金事業

区分	支給対象者	交付額
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 (※1、※2)	介護サービス事業所・施設等(※3)に勤務し、利用者と接する職員で、次の(1)(2)のいずれにも該当する職員 (1) 令和2年2月7日以降同年6月30日までの間に、介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者(※4) (2) 国実施要綱の3(2)に定める慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員(派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従業者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。)	
	① 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員で、次のア又はイのいずれかに該当する者	
	ア 訪問系サービス事業所(別表1の訪問系サービス事業所欄に掲げる事業所。以下同じ。)については、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員	1人20万円
	イ その他の介護サービス事業所・施設(別表1に掲げる事業で、訪問系サービス事業所以外の事業所)については、当該介護サービス事業所・施設等において実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日(※5)以降に当該事業所・施設で勤務した職員	1人20万円
	ウ ア及びイに該当しない職員	1人5万円
② ①以外の介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者とは接する職員	1人5万円	
その他	法人等申請者が介護従事者等に対して慰労金を支給する際に要した振込手数料は、交付金の支給対象として申請することができる。	

※1 慰労金の給付は、医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

※2 この慰労金は、所得税法(昭和40年法第33号)の非課税規定に基づき、非課税所得に該当する。また、令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律(令和2年法第27号)に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることを禁止されている。

※3 助成又は委託による介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町からの要請を受けて業務を継続していた事業所や特定福祉用具販売事業所(福祉用具貸与事業所の指定を受けていないもの)についても対象となる。

※4 年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は勤務日として参入しない。

※5 患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日をいう。

別表 4 (第 3 の(2)関係)

## 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

1 対象事業所・施設等	令和 2 年 4 月 1 日以降、感染症を対策を徹底した上で、介護サービスの提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等 (2 の(1)~(28)) ※1、2					
2 対象事業所・施設別の交付基準額 (1 事業所又は 1 定員当たり)	通所系サービス事業所	(1)		通常規模型	892 千円 /事業所	
		(2)	通所介護事業所	大規模型 (I)	1,137 千円 /事業所	
		(3)		大規模型 (II)	1,480 千円 /事業所	
		(4)	地域密着型通所介護事業所 (療養通所介護事業所を含む)			384 千円 /事業所
		(5)	認知症対応型通所介護事業所			375 千円 /事業所
		(6)	通所リハビリテーション事業所	通常規模型		939 千円 /事業所
		(7)		大規模型 (I)		1,181 千円 /事業所
		(8)		大規模型 (II)		1,885 千円 /事業所
	短期入所系サービス事業所	(9)	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所			44 千円 /定員
	訪問系サービス事業所	(10)	訪問介護事業所			534 千円 /事業所
		(11)	訪問入浴介護事業所			564 千円 /事業所
		(12)	訪問看護事業所			518 千円 /事業所
		(13)	訪問リハビリテーション事業所			227 千円 /事業所
		(14)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			508 千円 /事業所
		(15)	夜間対応型訪問介護事業所			204 千円 /事業所
		(16)	居宅介護支援事業所			148 千円 /事業所
		(17)	福祉用具貸与事業所			148 千円 /事業所
	多機能型サービス事業所	(19)	小規模多機能型居宅介護事業所			475 千円 /事業所
		(20)	看護小規模多機能型居宅介護事業所			638 千円 /事業所
	介護施設等	(21)	介護老人福祉施設			38 千円 /定員
		(22)	地域密着型介護老人福祉施設			40 千円 /定員
		(23)	介護老人保健施設			38 千円 /定員
		(24)	介護医療院			48 千円 /定員
		(25)	介護療養型医療施設			43 千円 /定員
		(26)	認知症対応型共同生活介護事業所			36 千円 /定員
		(27)	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 (定員 30 人以上)			37 千円 /定員
		(28)	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 (定員 29 人以下)			35 千円 /定員

<p>3 対象経費</p>	<p>令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、介護サービス提供を行うために発生したかかり増し経費</p>
-------------------	--

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、かつ、次に掲げるものについては、次に掲げるとおり取り扱う。

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所のうち、通所型サービス事業所は上表1の通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型サービス事業所は上表1の訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じ取扱いとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、交付申請時点で判断すること。

※2 利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。

別表5（第3の(3)関係）

在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

対象事業所	支援の対象となる取組	交付額	
		電話による 確認	訪問による 確認
1 在宅サービス事業所（居宅介護支援事業所を除く。）	令和2年4月1日以降、在宅サービス利用休止中の利用者（※1）に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認（※2）、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った（※3）場合	利用者1人につき1,500円 （1事業所における1利用者につき1回まで）	利用者1人につき3,000円 （1事業所における1利用者につき1回まで）
2 在宅サービス事業所（居宅介護支援事業所に限る。）	令和2年4月1日以降、在宅サービスの利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む。）、サービス事業所との連携（必要に応じケアプラン修正）を行った（※4）場合	利用者1人につき1,500円 （ただし、看護師等（※5）が協力した（※6）場合は4,500円） （1事業所における1利用者につき1回まで）	利用者1人につき3,000円 （ただし、看護師等（※5）が協力した（※6）場合は6,000円） （1事業所における1利用者につき1回まで）

※1 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者（居宅介護支援事業所においては、過去1か月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者をいう（ただし、利用終了者を除く。）。）

※2 「～の確認」とは、1回以上電話又は訪問を行うとともに、記録を行っていること。

※3 「調整等を行った」とは、希望に応じた所要の対応を行ったこと。

※4 「連携を行った」とは1回以上電話等により連絡を行ったこと。

※5 看護師、居宅管理療養指導を行う者（医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士）

※6 「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問をした上で、所要の対応を行ったこと。

※7 1利用者につき、「電話による確認」と「訪問による確認」は併給不可である。

※8 実際にサービス再開につながったか否かは問わない。

別表6 (第3の(4)関係)

在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

1 対象施設	令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所
2 対象経費	3つの密(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」をいう。以下同じ。)を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要するものの購入費用等
3 交付基準額	200千円(1事業所当たり)

令和 年 月 日

静岡県知事 様

(法人名)  
(役職・代表者名)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に係る交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額： 千円

(内訳)

- |                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1. 介護慰労金事業                     | 千円 |
| 2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業   | 千円 |
| 3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 | 千円 |
| 4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業     | 千円 |

(添付書類)

- 1 事業所・施設別申請額一覧（別紙様式1及び別添）
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（別紙様式2）
- 3 介護慰労金受給職員表（法人単位）（別紙様式3）

【申請内容に関する連絡先】

申請法人住所	〒	
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	



(別添)事業所・施設別申請額一覧(サービス別一覧)

No.	介護保険 事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	電話番号	郵便番号	住所	代表となる 事業所・施設名	補助予定額(千円)					
								介護 慰労金	20万円 対象者の 有無	感染対策 費用助成 事業	個別再開 支援助成 事業	再開環境 整備助成 事業	合計
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													

(注)行が不足する場合には、「本申請書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。



(別紙様式2)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に関する事業実施計画書(事業所単位)

施設概要

介護保険事業所番号			事業所名称					
所在地	郵便番号	都道府県名	住所		連絡先	電話番号	担当部署名	
提供サービス			サービス種類コード		定員	人	職員数 (派遣含む)	人
事業区分	<input type="checkbox"/> 介護慰労金事業 → 1を記載		<input type="checkbox"/> 感染対策費用助成事業 → 2を記載					
	<input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載		<input type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載					

口座情報

国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する	<input type="checkbox"/>	本事業は原則、国保連合会のシステムを活用した補助金の交付を予定しています。(債権譲渡がある場合等を除く)
国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない	<input type="checkbox"/>	債権譲渡されていない場合は、左欄に○を入れて下さい。 ※債権譲渡されている場合、都道府県に申請して下さい。

支出予定額

<b>1. 介護慰労金事業</b> ※対象職員の氏名等について、様式3を作成すること。					申請額①	千円
慰労金の区分・人数	20万円対象	人	5万円対象	人	振込手数料	千円(千円未満切り捨て)

<b>2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業</b>	補助上限額	申請額	今回申請分②	千円
	千円	申請額	既申請分	千円
			年度合計額	千円

【感染拡大防止対策や介護サービスの提供体制の確保のための経費】

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

<b>3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業</b>					申請額③	千円
---------------------------------------	--	--	--	--	------	----

利用者1人あたり単価 (居宅介護支援以外共通)	電話による確認	1,500 円	対象利用者数	人
	訪問による確認	3,000 円	対象利用者数	人
居宅介護支援のみ 右欄に記載	電話による確認	1,500 円	対象利用者数	人
	電話による確認(看護師等が協力した場合)	4,500 円	対象利用者数	人
	訪問による確認	3,000 円	対象利用者数	人
	訪問による確認(看護師等が協力した場合)	6,000 円	対象利用者数	人

<b>4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業</b>					補助上限額	申請額	今回申請分④	千円
-----------------------------------	--	--	--	--	-------	-----	--------	----

千円	申請額	既申請分	千円
		年度合計額	千円

【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

(注)2. 及び4. の事業の申請額(今回申請分)は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。



## 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(介護分)個人用申請書

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分))

申請日	令和 年 月 日
対象期間内に勤務していた事業所・施設等の所在する都道府県	
静岡県知事様	



### ①申請者の氏名等

(フリガナ)	現住所	生年月日
氏名		(明治・大正・昭和・平成)
印		年 月 日
日中連絡可能な電話番号	(自宅・勤務先・携帯)	
電子メールアドレス		

### ②申請額等

申請額	5万円・20万円	(下図のフローチャートで支給額を確認し、該当する金額を○で囲んでください)
下図の申請額フローチャートの該当番号に○をつけてください		重複申請の有無
①・②・③		有・無

### ③対象期間内に勤務していた介護サービス施設・事業所の名称、勤務先における申請者の業務内容等

※以下は、介護サービス事業所・施設において記載してもらうこと

勤務先の名称	事業所番号	所在地
勤務先での職種	勤務先のサービス種類	利用者との接触の有無
令和2年2月7日(※)から同年6月末までの間に実際に勤務した日数(A)(○をつけてください)	勤務先における主な業務内容	
1日・2日・3日・4日・5日 6日・7日・8日・9日・10日以上		
勤務先の証明	法人名 所在地	代表者 役職・氏名 印 担当者電話番号

※令和2年2月7日は、静岡県における「起点」です。

起点…当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日のいずれか早い日(新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」患者を受け入れた医療機関等の所在地の都道府県においては、当該患者を受け入れた日を含む。)とし、第1例目発生日が緊急事態宣言の対象地域とされた日以降の都道府県、又は第1例目発生日がなかった都道府県においては、当該都道府県が緊急事態宣言の対象地域とされた日となります。

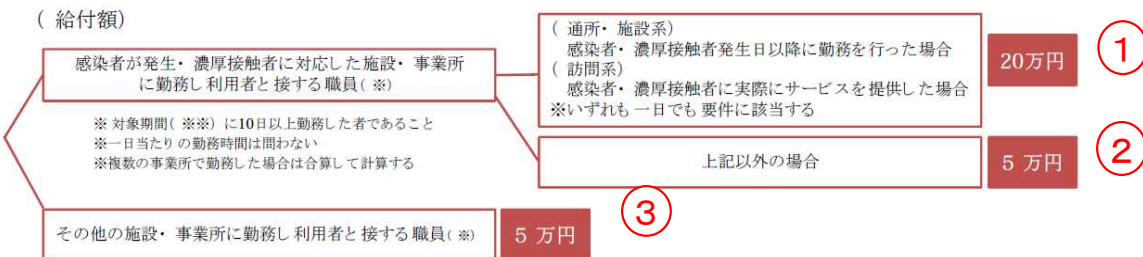
注:1カ所の勤務だけでは日数要件(10日)に満たない場合、他の事業所で勤務した日数を合算できるが、その場合にはこの用紙を追加して①(申請者の氏名と印及び生年月日のみで可)、③の欄に記載したものを2枚目以降に重ねてホッチキスで綴じて提出すること。

### ○下記の事項に同意の上、慰労金を申請します。

- ①当該介護サービス施設・事業所での勤務実態が条件を満たしていない場合は申請できません。
- ②医療・介護・障害の慰労金について、他の介護サービス施設・事業所等及び医療機関等からの給付申請や都道府県への給付申請を行うことはできません。
- ③都道府県が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振込が完了せず、かつ、申請期限までに、都道府県が申請者に連絡をしようとしても連絡がとれない場合には、都道府県は申請が取り下げられたものとみなします。
- ④慰労金の給付条件を満たしていなかった場合、記載内容に虚偽があった場合又は複数機関から給付を受けた場合は、慰労金を不当利得として返還していただきます。
- ⑤慰労金は、申請された口座に支給します。氏名等に変更があった場合は速やかに申し出て下さい。

### ○慰労金の対象確認・申請額フローチャート

対象：介護サービス事業所・施設(下図では「施設・事業所」という。)に勤務し、利用者と接する職員で、下図の要件にあてはまる者



第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
法人等名  
代表者 氏 名 印

変更計画承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付金の交付の決定を受けた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の事業計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

2 計画変更の理由

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所  
法人等名  
代表者名

印

事業実績報告書兼精算額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の事業が完了したので、関係書類を添えて報告するとともに、精算額を報告します。

1 実績額

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 交付決定額 | 円 |
| (2) 実績額   | 円 |
| (3) 差引額   | 円 |

2 精算額

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 実績額    | 円 |
| (2) 概算受領済額 | 円 |
| (3) 精算額    | 円 |

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
法人等名  
代表者名  
印

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号により交付金の交付の決定を受けた新型コロナウイルス感染症緊急  
包括支援交付金（介護分）に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- |                                       |   |   |
|---------------------------------------|---|---|
| 1 交付金の確定額<br>（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 交付金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等    | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等      | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）           | 金 | 円 |